

項目番号	図書名	質問箇所	質問事項	回答
1	審査基準	P3.2行目	「資格等要件について評価を行う。」とは、『公募型プロポーザル募集要項』P3記載の資格等要件を満たせば、資格取得数に関わらず満点評価[建築(総合)技術者は5.0点、その他の各分野の技術者は4.0点]ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	審査基準	P3.最終行	「※主任担当者の兼務数に応じて合計点から兼務数×1.5を減ずる。」とは、例えば、電気設備と機械設備の主任担当者を同一人物とする場合、1(兼務数)×1.5=1.5点を合計点から減ずるといふことでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	P5. b同種・類似業務実績	「なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもの他、用途・規模が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。」とありますが、関与した実績証明として、TECRISあるいはPUBDIS登録がある場合はそれを添付、無い場合は、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものとして図面や業務体制表を提出するといふことによろしいでしょうか。または、担当者の前職としての経歴のため、契約書の鑑の写しを用意することが難しい場合、担当者の記名がある公の出版物(新建築等)の写しを添付することによろしいでしょうか。	実績証明は、提出いただいた資料等を基に総合的に判断します。
4	業務仕様書	P2.(3)対象施設	既存青少年児童センターの建設年は、何年でしょうか。(新耐震前か後かご教示頂く事は可能でしょうか。)	既存青少年児童センターは、昭和58年(1983年)確認済、昭和59年(1984年)検査済の建築物です。
5	業務仕様書	P2.(3)対象施設	既存青少年児童センターは増築等を実施しておらず、同一の建設時期と考えてよろしいでしょうか。あるいは、既存青少年児童センター体育館部分を先行して建設し、既存青少年児童センター会館部分は増築していると考えてよろしいでしょうか。	既存青少年児童センターの会館部分と体育館部分は同一の建設時期です。
6	業務仕様書	P2.(3)対象施設	既存青少年児童センター会館部分(倉庫・便所棟含む)の解体が対象となりますが、既存青少年児童センター体育館部分と既存青少年児童センター会館部分は構造的に独立しており、会館部分を解体しても、体育館部分は構造的に問題ないといふことによろしいでしょうか。	既存青少年児童センターの会館部分と体育館部分は構造的に独立しています。
7	業務仕様書	P2.(3)対象施設	既存青少年児童センター会館部分の解体において、杭撤去と基本計画書に記載がありますが、既存杭を引き抜く事を想定されておりますでしょうか。全体の工事期間を踏まえ、杭の一部を残存させる事は可能でしょうか。	原則、既存杭はすべて引き抜く計画ですが、基本設計での検討内容を踏まえ総合的に判断します。
8	業務仕様書	P2.(3)対象施設	既存青少年児童センター体育館部分は、既存を改修し利用することになりますが、改修設計に際して、基礎的な調査である劣化調査や耐震診断の結果は、貸与いただけると理解してよろしいでしょうか。	劣化調査や耐震診断は実施しておりませんが、消防法に基づく点検結果や既存図書等は貸与します。

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備基本設計及びCM(コンストラクション・マネジメント)業務 公募型プロポーザル 質問・回答一覧

項目番号	図書名	質問箇所	質問事項	回答
9	業務仕様書	P2.(3)対象施設	既存青少年児童センター体育館部分と増築建物との間の渡り廊下は、適切な距離を設ける事等で増築建物と別棟とする考えを提案する事は可能でしょうか。別棟とする事で、全体の事業スケジュールを短縮させる事が出来、スムーズな供用開始を目指し易いと考えております。	提案することは可能ですが、提案内容により総合的に判断します。
10	業務仕様書	P2.(3)対象施設	既存青少年児童センター体育館部分の改修項目が、基本計画書内で「屋根改修」と「外壁改修」が想定されています。この2項目の改修工事を実施する場合、過半の修繕あるいは過半の模様替えに該当すると、確認申請が必要になると思われます。スムーズな供用開始を目指し、確認申請に該当しない改修工事項目や範囲を提案する事は可能でしょうか。	提案することは可能ですが、提案内容により総合的に判断します。
11	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「キ アスベスト調査(青少年児童センター体育館部分改修、青少年児童センター会館部分解体撤去、10検体を想定)」とありますが、検体採取に際し特別な仮設(高所作業車、足場など)が不要と考えてよろしいでしょうか。また、10検体の調査については定性分析として見込まれていると考えてよろしいでしょうか。	原則、不要としますが、基本設計において採取箇所及び採取方法を決定します。 なお、10検体の調査については、定性分析及び定量分析を想定しています。
12	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「ク 現況・登記測量業務(平面、高低、真北、樹木・工作物測量他)」とありますが、『登記』とは何の登記でしょうか。ご教示頂く事は可能でしょうか。	分合筆による登記を想定しています。
13	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「ケ 地質調査(ボーリング調査:4カ所×深さ15m(標準貫入試験等含む))」とありますが、想定の孔径・土質・圧縮試験の種別等をご教示頂く事は可能でしょうか。	孔径及び試験種別等については、孔径φ116mm、標準貫入試験及び1m毎にサンプル採取、孔内水平載荷試験、土粒子の密度(圧密試験用)、粒度試験、一軸圧縮試験、圧密試験を想定しています。
14	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「コ 土壌汚染対策調査」とありますが、調査項目は地歴調査(文献調査等)を実施することとし、掘削調査や土質試験は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「ス 設計に必要な調査及びその他計画に伴い必要となった申請図書作成及び協議(関係法令等に関わる関係各行政機関及び公益事業者等)」とありますが、本業務内で行う申請図書作成、協議の内容について見込まれている内容を具体的にご教示頂くことは可能でしょうか。	基本計画書P10.4.法的規制チェックリストに記載のある項目について、申請先との協議により決定するものとします。

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備基本設計及びCM(コンストラクション・マネジメント)業務 公募型プロポーザル 質問・回答一覧

項目番号	図書名	質問箇所	質問事項	回答
16	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「セ プレゼンテーション資料作成、近隣住民説明会等資料の収集・作成及び説明会における説明補助等」とありますが、近隣住民説明会は1回、プレゼンテーション資料作成は、近隣住民説明会のための資料と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、見込まれている内容を具体的にご教示頂くことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
17	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「ソ 議会対応用資料等の作成」とありますが、基本設計期間中に行なわれる議会1回に対応した資料作成と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、見込まれている内容を具体的にご教示頂くことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
18	業務仕様書	P4.(2)基本設計業務	「タ 補助金申請等関係書類の作成(補助金の算定根拠となる工事費内訳明細書及び各種図面、面積表等)」とありますが、工事費内訳明細書及び各種図面、面積表等は、告示98号の標準業務に基づき基本設計図書に基づき作成するという理解でよろしいでしょうか。	原則、お見込みのとおりですが、申請先との協議による修正を含むものとします。
19	業務仕様書	P7.(3)-4 什器・備品及び付帯設備への対応	「イ 発注者が行う付帯設備工事の発注仕様書の更新について、発注方法、発注区分、発注スケジュール、契約方法等について発注者に助言する。」とありますが、本業務において『調理設備』は、建設工事には含まず、別途(いわゆるC工事)として調理設備工事を、発注者側で発注することに対する助言と考えてよろしかったでしょうか。	建設工事に含むことも踏まえた各種の発注方法に対する助言とお考えください。
20	業務仕様書	P9.(1)情報マネジメント	「(イ)定例打合せ(2週間に1度程度を基本とする)」とありますが、対面打合せのみでなくWebを併用する事も可能でしょうか。	可能です。

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備基本設計及びCM(コンストラクション・マネジメント)業務 公募型プロポーザル 質問・回答一覧

項目番号	図書名	質問箇所	質問事項	回答
21	基本計画書	P6. (1)基本方針	「現在、「青少年児童センター敷地」と「青少年運動広場敷地」となっている2つの敷地を1つの敷地として一体的な利用をできるようにする」とありますが、1つの敷地とした際の給食センターと青少年児童センターは、合築とすることで、用途上不可分として、1敷地に建築するという整理をしており、建築基準法の第86条の認定(一団地認定)は不要という理解でよろしいでしょうか。もし、必要となった場合は、業務費用について個別相談する事は可能でしょうか。	お見込みのとおり一団地認定は不要と考えております。
22	基本計画書	P47. (1)構造設計における基本方針	「施設を崩壊させないよう重要度係数を考慮して」とありますが、重要度係数の設定は、増築する青少年児童センター会館部分のみを対象施設とし、係数は1.25と考えてよろしいでしょうか。	重要度係数の設定については、本業務において新築を計画している施設のみを対象とし、係数は1.25を基本と考えていますが、基本設計での検討内容を踏まえ総合的に判断します。
23	基本計画書	P53. (3)青少年児童センター	「①所用室数を減らす②所用室の規模を小さくする等の考え方があります」とありますが、青少年児童センターの全体面積削減についての基本的な考え方につきましては、必要諸室及び各室面積(または、面積算定に必要な収容人員や室機能の考え方)とともに与条件としてご提示いただけるという認識ですがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	様式2	備考欄③	市税完納証明書(写し)は、羽曳野市の市税完納証明書又は羽曳野市と契約行為を行う事業所所在地の市税完納証明書のどちらになるかご教示頂くことは可能でしょうか。	羽曳野市と契約行為を行う事業所所在地の市税完納証明書とします。また、備考欄①についても同様の考え方とします。
25	募集要項	p.5、B同種・類似業務実績	同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等の添付とありますが、守秘義務等の観点から該当用途部分のみが確認でき、その他部分はマスキングなどした平面図もしくは室名が確認できる仕上表又は、建物概要などの資料でもよろしいでしょうか。	実績証明は、提出いただいた資料を基に総合的に判断します。

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備基本設計及びCM(コンストラクション・マネジメント)業務 公募型プロポーザル 質問・回答一覧

項目番号	図書名	質問箇所	質問事項	回答
26	業務仕様書	p.1、1業務概要、(5)イ	「発注者の利益を守ることを最大の任務と捉えるように、とありますが、「日本コンストラクション・マネジメント協会 倫理規定」第5条において、「会員は、CM業務を遂行するにあたり、利益にとらわれることなく、かつ科学的判断をゆるがせにしてはならない。」と規定されています。CCMJ有資格者は日本CM協会会員であることが必須であることから、本業務の遂行に当たっては、「日本コンストラクション・マネジメント協会 倫理規定」が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいですが、「日本コンストラクション・マネジメント協会倫理規定」第8条にあるように「会員は、委託者の要請に応え、誠実に業務を遂行することによって委託者の正当な利益を守らなければならない。」とありますので、ご理解をお願いします。
27	業務仕様書	業務仕様書、p.2、3事業概要、(6)	事業スケジュールにおいて、令和6年3月中の設計施工事業者との契約締結を条件とするとありますが、本事業の契約締結を諮る市議会の開催日、さらに契約締結を決裁するにあたり必須となる庁内手続きのスケジュールをお示しください。	令和6年3月議会に契約議案を上程する必要があるため、仮契約を2月下旬頃に締結し、以後議案上程に向けた手続きを行う必要があります。
28	業務仕様書	p.4、4業務内容、(2)、タ	「補助金申請等関係資料の作成」の業務の対象となる、補助金の名称についてお示しください。	本事業に充当を想定している補助金は、文部科学省「学校施設等環境改善交付金」です。 また、地方債として総務省「公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)」を充当する予定です。
29	業務仕様書	p.8、4業務内容、(3)ー5、イ(ア)	「発注者と出席する」と示されている「分科会」について、想定されている種類、開催頻度をお示しください。	分科会は、P9.5.(1).ア.(イ)定例打合せ(2週間に1度程度を基本とする)の前後の時間帯に、工事種別毎に開催することを基本とします。
30	業務仕様書	p.12、6成果物及び提出部数、(5)	「本業務の成果物の著作権及び所有権」は「すべて発注者に帰属する」と記載されていますが、この定めにかかわらず、本業務を実施した者が受注者であることを公表することができる、と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
31	業務仕様書	p.4、4業務内容、(2)ク	「現況・登記測量業務」とありますが、土地と建物に関して、不動産登記を行うことが業務となるということでしょうか。また、「現況」とありますが、業務期間内における実施時期についてお示しください。	土地の分合筆による登記を想定しています。実施時期については、工事監理を含む設計施工一括発注方式の発注に対し、支障のない時期とします。

羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備基本設計及びCM(コンストラクション・マネジメント)業務 公募型プロポーザル 質問・回答一覧

項目番号	図書名	質問箇所	質問事項	回答
32	基本計画書	p.9	基本計画書において、給食センターの職員数は示されていますが、青少年児童センターの職員数は示されておりません。職員数及び、利用児童数についてお示しください。また、給食センターと青少年児童センターの稼働時間(青少年児童センターにおいては利用可能時間についても)をお示しください。	青少年児童センターの職員数等については以下のとおりです。 ○想定職員数:6名、警備員数2名 ○年間延べ利用児童数(会館部分のみ):1,639名(令和4年度実績) ○稼働時間:12月29日～翌1月3日を除く日の午前9時00分～午後9時30分
33	募集要項	p.3、5全体スケジュール	募集要項において全体スケジュールが示されていますが、現地見学会などは開催される予定ははございますでしょうか。開催されない場合は、個別に現地見学を行うことは可能でしょうか。また、敷地の現況図、既存施設に関する図面等の資料についてお示しいただくことは可能でしょうか。	現地見学会の開催予定はありません。個別現地見学は、事前連絡の上一般利用及び業務に支障のない範囲において可能です。敷地の現況図、既存施設に関する図面等の資料は、【別添資料】のとおり提示します。
34	募集要項	p.1、2業務概要、(5)	委託料については、最低制限価格の設定はございますでしょうか。	最低制限価格の設定はありません。
35	募集要項	p.5、募集要領、(5)ウ(イ)b	様式に記入した業務については完了が確認できる資料等を添付とありますが、証明資料として、入金明細の添付でもよろしいでしょうか。	実績証明は、提出いただいた資料を基に総合的に判断します。
36	様式2		一級建築士の資格証明書(写)をA4縦サイズに合わせて、本様式の後に添付してください。とありますが、21名分のみの添付でよろしいでしょうか。同様に、CCMJについても、6名分のみの添付でよろしいでしょうか。	よろしいです。